

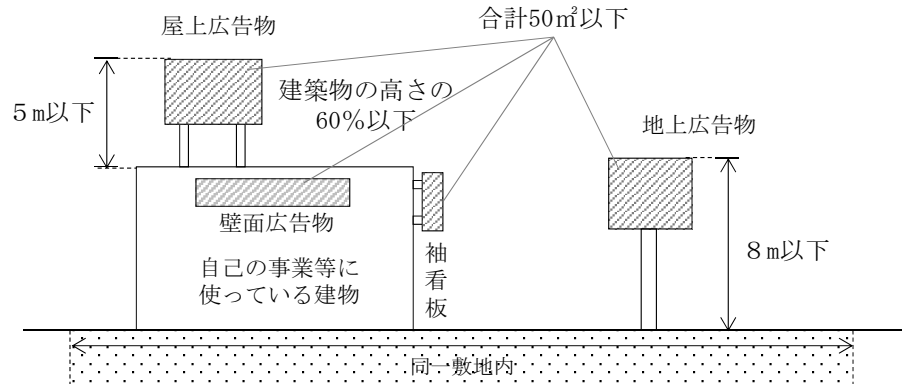
# 上久堅地区 屋外広告物 基準強化について

## 屋外広告物の現在の基準（竜東地区は概ねこの基準です）

### ○自己用広告物の基準

※強化する部分のみ記載

（自己の事業等に使っている建物のある敷地内にその事業等の内容を表示するもの）



#### 【屋外広告物の基準】

表示面積：合計50㎡以下（同一敷地内）  
 地上広告物：高さ8m以下  
 屋上広告物：高さ5m以下かつ  
 建築物の高さの60%以下

#### 【届出が必要な規模】

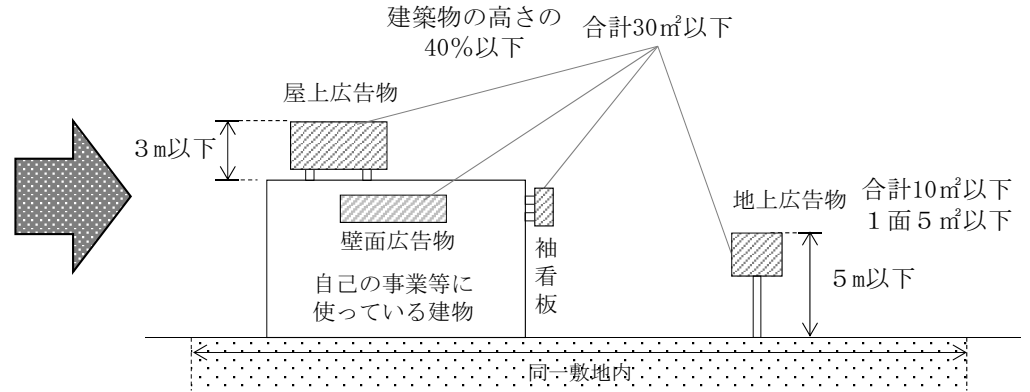
表示面積：合計15㎡超（同一敷地内）  
 地上広告物：高さ4m超又は  
 合計15㎡超

## 屋外広告物の新たな基準【上久堅地区内】

### ○自己用広告物の基準

※強化する部分のみ記載

（自己の事業等に使っている建物のある敷地内にその事業等の内容を表示するもの）



#### 【屋外広告物の基準】

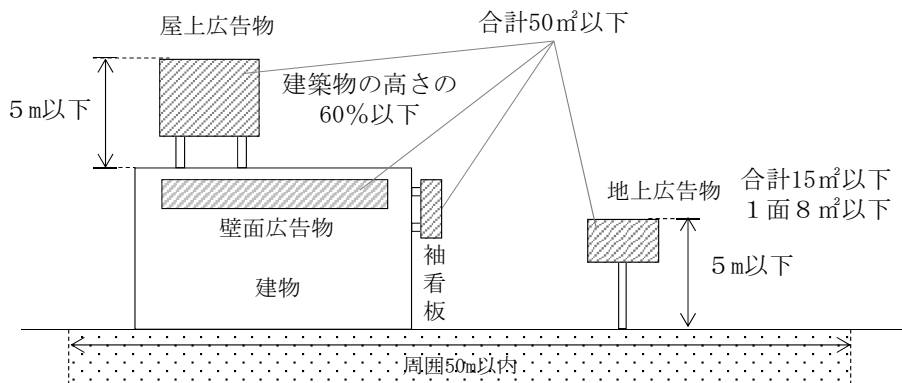
表示面積：合計30㎡以下（同一敷地内）  
 地上広告物：高さ5m以下かつ  
 1面5㎡以下・合計10㎡以下  
 屋上広告物：高さ3m以下かつ  
 建築物の高さの40%以下

#### 【届出が必要な規模】

表示面積：合計15㎡超（同一敷地内）  
 地上広告物：高さ4m超又は  
 1面4㎡超・合計8㎡超

### ○非自己用広告物の基準

（自己の事業敷地外に事業等の内容を表示するもの）



#### 【屋外広告物の基準】

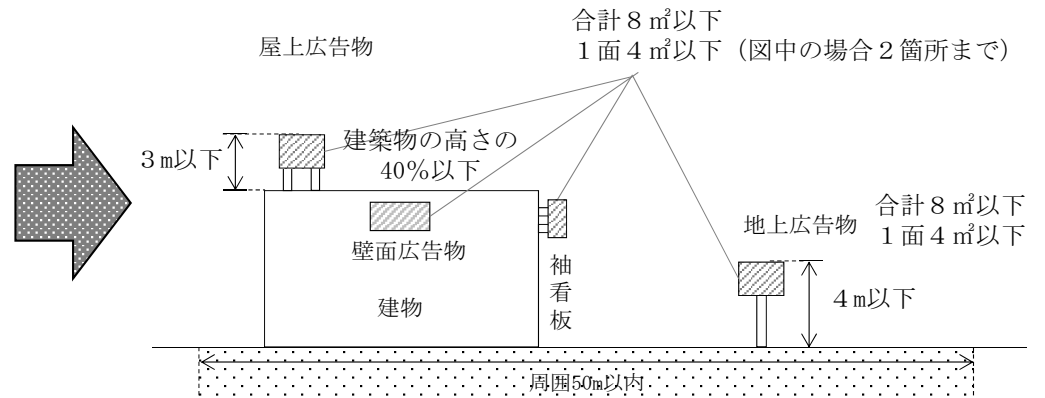
表示面積：合計50㎡以下（周囲50m以内）  
 地上広告物：高さ5m以下かつ  
 1面8㎡以下・合計15㎡以下  
 屋上広告物：高さ5m以下かつ  
 建築物の高さの60%以下

#### 【届出が必要な規模】

表示面積：1面5㎡超・合計10㎡超  
 （周囲50m以内）  
 地上広告物：高さ4m超又は  
 1面5㎡超・合計10㎡超

### ○非自己用広告物の基準

（自己の事業敷地外に事業等の内容を表示するもの）



#### 【屋外広告物の基準】

表示面積：1面4㎡以下・合計8㎡以下  
 （周囲50m以内）  
 地上広告物：高さ4m以下かつ  
 1面4㎡以下・合計8㎡以下  
 屋上広告物：高さ3m以下かつ  
 建築物の高さの40%以下

#### 【届出が必要な規模】

表示面積：1面3㎡超・合計6㎡超  
 （周囲50m以内）  
 地上広告物：高さ3m超又は  
 1面3㎡超・合計6㎡超